182　ライト　社会福祉法人日本ライトハウス　大阪府大阪市鶴見区今津中２の４の37
183　第一　株式会社第一学習社　広島県広島市西区横川新町７の14
190　東法　東京法令出版株式会社　長野県長野市南千歳町1005
196　ヘレン　社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会　東京都新宿区大久保３の14の20
201　海文堂　海文堂出版株式会社　東京都文京区水道２の５の４
205　三友　三友社出版株式会社　東京都文京区音羽１の９の１
207　文教社　株式会社文教社　香川県高松市本町６の22
208　光文　株式会社光文書院　東京都千代田区五番町14
212　桐原　株式会社桐原書店　東京都新宿区西新宿４の15の３
216　支援センター　社会福祉法人視覚障害者支援総合センター　東京都杉並区上荻２の37の10
217　日点　社会福祉法人日本点字図書館　東京都新宿区高田馬場１の23の４
218　京書　株式会社京都書房　京都府京都市伏見区深草フチ町５
220　スクリ　株式会社フォーインスクリーンプレイ事業部　愛知県名古屋市千種区桜が丘292
221　明成社　株式会社明成社　東京都世田谷区池尻３の21の29
224　学研　株式会社学研教育みらい　東京都品川区西五反田２の11の８
225　自由社　株式会社自由社　東京都文京区水道２の６の３
226　チアーズ　有限会社CHEERS　宮城県仙台市青葉区春日町３の８
227　育鵬社　株式会社育鵬社　東京都港区海岸１の15の１

○国土交通省告示第三百一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道富士吉田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
府中市是政二丁目三九番一から同市是政二丁目一九番一〇まで	前	最大 六八 最小 五三	三五三
	後	最大 七二 最小 三八	

○国土交通省告示第三百二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道富士吉田線	府中市是政二丁目三九番一から同市是政二丁目一九番一〇まで	平成二十七年三月七日十五時

○国土交通省告示第三百三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第一東海自動車道	海老名市門沢橋字新田一四三八番から同市社家字湘築四三三八番一二まで	平成二十七年三月八日二十一時

○関東地方整備局告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局横浜国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百六十八号

三　指定する道路の部分

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
神奈川県高座郡寒川町宮山四七六七番一五から海老名市門沢橋字新田一四八〇番三まで	前	一〇・四〇～三六・六七	二・二四五
	後	一四・九六～四一・五六	一・九一九

四　指定する期日　平成二十七年三月七日

○関東地方整備局告示第九十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
神奈川県高座郡寒川町宮山四七六七番一五から海老名市門沢橋字新田一四〇六番七まで	前	〇・〇〇～三四・五八	一・九一九
	後	一四・九六～四一・五六	一・九一九

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	神奈川県高座郡寒川町宮山四四八番五から海老名市門沢橋字新田一四八〇番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月八日